

1 災害時の関係法令

災害ボランティアセンターのコーディネーター等にとって、被災者等からのニーズや相談に的確に対応するためにも、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）をはじめ、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）、被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号）など災害に関連した法律や福井県災害ボランティア活動推進条例（平成17年3月24日福井県条例第20号）など関係法令の知識を身につけておくことが望まれます。

[1] 災害対策基本法

① 目 的

国土ならびに国民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体およびその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧および防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備および推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としています。

② 概 要

この法律は、防災に関する組織、防災計画、災害予防、災害応急対策、災害復旧、財政金融措置、災害緊急事態等を定めておりその概要は図19のとおりです。

図19

防災に関する 責務の明確化	国・都道府県・市町村・指定公共機関 →防災に関する計画を実施、相互協力等の責務 市町村が一次的に災害に対処する責務
総合的防災行政 の整備	国→中央防災会議、非常（緊急）災害対策本部 都道府県→都道府県防災会議、災害対策本部 市町村→市町村防災会議、災害対策本部
計画的防災行政 の整備	中央防災会議→防災基本計画 指定公共機関→防災業務計画 都道府県防災会議→地域防災計画
災害対策の推進	市町村長の避難指示、退去命令、警戒区域設定権等
激甚災害に対処 する財政援助等	激甚災害→国：地方公共団体に対する特別財政援助、被災者に対する助成
災害緊急事態に 対する措置	異常かつ激甚な災害 →内閣総理大臣：災害緊急事態布告 内閣：政令によって金銭債務支払等延期措置

[2] 災害救助法

① 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体および国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としています。

② 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い(法定受託事務)、市町村長がこれを補助します。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができます。

③ 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等に行います。

④ 救助の種類、程度、方法および期間

・救助の種類

- | | |
|----------------------|------------------------|
| i 避難所、応急仮設住宅の設置 | vi 住宅の応急修理 |
| ii 食品、飲料水の給与 | vii 学用品の給与 |
| iii 被服、寝具その他生活必需品の給与 | viii 埋葬 |
| iv 医療および助産 | ix 死体の搜索および処理 |
| v 被災者の救出 | x 住居またはその周辺の土石等の障害物の除去 |

・救助の程度、方法および期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行います。

⑤ 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されています。

[3] 被災者生活再建支援法

① 目 的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることに

より、その自立した生活の開始を支援することを目的としています。

② 法適用の要件

・対象となる自然災害

- i 災害救助法施行令第1条第1項第1号または2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ii 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- iii 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- iv 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、i～iiiに隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

・支給対象世帯

- i 住宅が全壊した世帯
- ii 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- iii 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- iv 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

[4] 福井県災害ボランティア活動推進条例

福井豪雨災害を契機に制定された福井県災害ボランティア活動推進条例は、県民の方々が、互いに助け合うことにより安心して暮らすことができる社会を実現するため、県が県民の方々との協働の取り組みにより災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進していく拠り所となっています。

福井県災害ボランティア活動推進条例

災害ボランティア活動は、被災地等における大量かつ多様な被災者の要請に迅速かつ的確に対応するため、重要な役割を果たしている。

とりわけ、福井県では、平成九年に発生したロシアタンカー油流出事故における災害ボランティア活動の経験を踏まえ、平常時から、県、県民および関係団体が協働して災害ボランティア活動の推進に関する施策を展開してきたところであり、その結果、平成十六年七月十八日に発生した福井豪雨災害においては、県内を始めとして全国からの多数の災害ボランティアの協力により、迅速な復旧に資するところとなった。

ここに、人と人とのきずなの強さを改めて認識し、県民が誇りをもってこの成果を将来の世代へ継承していくことを決意するとともに、協働の理念に基づいた災害ボランティア活動の重要性を広く全国に発信し、および福井県が災害ボランティア活動の先進県となることを宣言し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、災害ボランティア活動の推進に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、災害ボランティア活動の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての県民が互いに助け合うことにより安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害ボランティア活動」とは、相当規模の災害が発生した地域またはその周辺の地域（以下これらの地域を「被災地等」という。）において被災者の要請に応じて自発的に被災者を支援する活動および当該活動が迅速かつ円滑に行われるようにするための平常時（災害の発生による日常生活への支障がないときをいう。）の活動をいう。

(基本理念)

第3条 災害ボランティア活動の推進は、県民と関係行政機関との信頼関係に基づく密接な連携および協力を旨として行われなければならない。

2 災害ボランティア活動の推進に当たっては、災害ボランティア活動を行う者の自主性および自律性が十分に尊重され、ならびに生命および身体の安全について十分に配慮されなければならない。

3 災害ボランティア活動の推進は、被災地等の状況の変化に的確かつ柔軟に対応することができるようにすることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、災害ボランティア活動の推進に関する施策を策定し、および実施する責務を有する。

2 県は、県民が県外における災害ボランティア活動を積極的に行うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(県民の理解)

第5条 県民は、あらゆる機会を通じて災害ボランティア活動に対する理解を深めるとともに、それぞれの実情に応じて、災害ボランティア活動を行うよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第6条 事業者は、その事業に従事する者が災害ボランティア活動を積極的に行うことができるよう、それぞれの事業所の実情に応じて、災害ボランティア活動を行うための休暇制度の導入およびその取得の促進その他勤務体制の整備を行うよう努めるものとする。

(市町等との連携協力)

第7条 県は、災害ボランティア活動の推進に関する施策の策定および実施に当たっては、市町と緊密な連絡を保たなければならない。

2 県は、災害ボランティア活動の推進に関する施策の実施に当たっては、国および他の都道府県ならびに災害ボランティア活動を行う団体との連携協力を図るものとする。

3 県は、災害ボランティア活動の推進に関する施策の策定および実施に当たっては、福祉、医療、建築、教育その他の分野における専門的な知識経験に基づいて災害ボランティア活動を行うことができる者との連携協力を図るものとする。

(普及啓発)

第8条 県は、県民が災害ボランティア活動についての理解を深め、および災害ボランティア活動を積極的に行う意欲を高めるため、広報活動、教育および研修の機会の充実その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成)

第9条 県は、災害ボランティア活動が被災者の要請に迅速かつ的確に対応したものとなるよう、災害ボランティア活動に関する専門的知識を有する人材の育成に努めるものとする。

(調査研究)

第10条 県は、大学、試験研究機関等と連携して、災害ボランティア活動を効果的に実施するために必要な調査、資料および情報の収集、分析ならびに研究に努めるものとする。

(災害ボランティア本部の設置の要請等)

第11条 知事は、災害が発生した場合において、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認める団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請することができる。

2 知事は、前項の規定による要請に基づいて災害ボランティア本部が設置されたときは、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、施設および情報通信機器の整備その他の必要な支援を行うものとする。

(情報提供等)

第12条 知事は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、報道機関、市町、災害ボランティア本部、災害ボランティア活動を行う団体等と相互に連携協力して、被災地等の情報の迅速な収集および的確な提供に努めるものとする。

(災害ボランティア活動に対する支援等)

第13条 知事は、災害が発生した場合において、災害ボランティア活動を行う意欲を有する者が迅速かつ容易に災害ボランティア活動を行うことができるよう、相談、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、次条第七項の規定により処分された基金の額を財源として、県内における災害ボランティア活動および県外における県民の災害ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、移動手段の確保、ボランティア保険への加入その他の必要な支援を行うものとする。

3 知事は、前項の支援を行うに当たっては、当該支援の公平性および透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(基金の設置)

第14条 災害ボランティア活動を推進するため、福井県災害ボランティア活動基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

6 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

7 知事は、災害ボランティア活動の推進に必要な措置を講ずるため、基金の全部または一部を処分することができる。

8 前各項に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(福井県災害ボランティア活動基金条例の廃止)

2 福井県災害ボランティア活動基金条例（平成9年福井県条例第35号）は、廃止する。

(福井県災害ボランティア活動基金条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際前項の条例に基づく基金に属する現金は、この条例に基づく基金に属する現金とみなす。